

特別養護老人ホーム 濱古第一マザー園 運営規程

(施設の目的)

第1条 社会福祉法人名古屋ライトハウスが設置運営する特別養護老人ホーム濱古第一マザー園（以下「施設」という）が行う介護老人福祉施設の事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定介護老人福祉施設サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 施設は、施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭において、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話をを行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようすることを目指すものとする。

- 2 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立ったサービス提供に努めるものとする。
- 3 事業の実施に当たっては、地域や家族との結びつきを重視し、行政機関、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他保険医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接な連携に努めるものとする。

(施設の名称)

第3条 施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名 称 濱古第一マザー園

所在地 名古屋市守山区濱古二丁目 301 番地

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 施設に勤務する職員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

職員は、併設の介護老人福祉施設と兼務するものとする。

- (1)施設長 1名（常勤職員）

施設の職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。

- (2)医 師 1名（非常勤職員）

利用者の診療及び健康管理並びに施設全般の保健衛生指導業務に従事する。

- (3)生活相談員 1名以上（うち常勤1名以上）

利用者の生活相談全般、面接、身上調書の作成及び家族等の各種相談に応じる業務に従事する。

- (4)看護職員 3名以上（常勤換算）（うち常勤1名以上）

利用者に対する医師の診療の補助及び看護並びに施設全般の保健衛生管理の業務に従事する。

- (5)介護職員 19名以上（常勤換算）（うち常勤1名以上）

利用者の居室を中心とし、生活相談及び介護（食事、入浴、排泄、整容等）の業務に従事する。

(6) 管理栄養士 1名以上

利用者の献立作成、栄養量計算及び給食記録を行うほか、食品衛生管理全般にわたる業務に従事する。

(7) 機能訓練指導員 1名以上

利用者の生活機能の改善、維持のための機能訓練を行う。

(8) 調理員 1名以上

献立に基づき利用者の給食調理及び給食に関する業務に従事する。

(9) 事務員 1名以上

会計、庶務等の業務に従事する。

(10) 介護支援専門員 1名以上

利用者の介護サービス計画を立案するとともに、サービス全般の実施状況を把握し、必要に応じて介護サービス計画の変更をする。

(11) 障害者生活支援員 1名以上（常勤専従）

視覚、聴覚若しくは言語機能に重度の障害がある利用者、又は重度の知的障害若しくは精神障害がある利用者への日常生活の支援を行う。

2 前項に定めるもののほか、必要がある場合は定員を超える他の職員をおくことができる。

(利用者の定員)

第5条 施設の利用定員は、60名とする。

(サービス内容)

第6条 施設介護サービス（以下「サービス」という）の内容は次のとおりとし、サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるもの（介護報酬の告示上の額）とし、当該サービスが代理受領サービスであるときは、法に定める利用者負担割合による額とする。

また保険適用外にかかるその他の経費については別に定める。

ただし、旧措置利用者については、告示上の旧措置利用者の所得の区分及び割合に応じた額とする。

(1) 食事、排泄、入浴、おむつの取替え、着替え等の介護

(2) 相談及び援助

(3) 教養・娯楽設備の提供及びレクリエーション行事

(4) 行政手続きの代行

(5) 機能回復訓練

(6) 健康管理

2 保険適用外にかかるその他の経費の内容は次の通りとする。

(1) 居住費として915円を徴収する。

(2) 食費として1,445円を徴収する。

ただし、「介護保険 負担限度額認定証」を所持する利用者からは、その記載上の額を徴収する。

(3) その他別途定める費用。

- ア 理容・美容代は実費を徴収する。
 - イ 利用者預り金の金銭管理サービス費は、基本サービス料月1,000円を徴収する。
 - ウ 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。
- 3 前各項の費用の支払いを受ける場合は、利用者又はその家族に対して事前に文書説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（身体拘束）

第7条 施設サービスの提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為を行わないものとする。

なお、緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかつた理由を記録しなければならない。

（秘密保持）

第8条 施設に従事する職員は、個人情報の取り扱いについて正当な理由がなくその業務上知り得た利用者又はその家族に関わる秘密を漏らしてはならない。

- 2 施設は、従事者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。
- 3 施設は、利用者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用者又は家族の同意を得ておかなければならない。

（苦情処理）

第9条 提供した指定介護老人福祉施設のサービスに関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の設置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者又は家族に対する説明、記録の整備その他必要な措置を講ずるものとする。

（事故発生の防止および事故発生時の対応）（および損害賠償）

第10条 施設サービスの提供にあたっては、事故発生の防止のため定期的にその対策を検討し、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。

- 2 利用者に対する指定介護福祉施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 3 利用者に対する入所生活介護の提供にともなって、施設の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産の損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償するものとする。

（感染症対策体制の徹底）

第11条 施設サービスの提供にあたっては、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、定期的にその対策を検討し、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。

- 2 また、感染症又は食中毒の予防及びまん延防止のための指針を整備するとともに、研修を定期的に行う。

(褥瘡防止対策)

第12条 施設サービスの提供にあたっては、褥瘡が発生しないよう介護又は看護及び医学的管理の下における看護を適切に行い、その発生を防止するための体制を整備する。

(虐待防止に関する事項)

第13条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施

(2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備

(3) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(衛生管理)

第14条 入所生活介護に使用する備品等を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等、常に衛生管理に十分留意するものとする。

2 職員等は、感染症等に関する知識の習得に努めるものとする。

(緊急時における対応方法)

第15条 入所生活介護の提供中に利用者の心身の状況に異変その他緊急事態が発生したときは速やかに主治医あるいは協力医療機関に連絡し、適切な措置を講ずるとともに、家族へその旨の報告を行う。

(利用者の規律)

第16条 利用者は、施設が定める日課に従い、規則的な日常生活を送るよう努める。

(面会)

第17条 利用者は、管理者に申し出た上で、外来者と面会するものとする。また、外来者が施設長に申し出て面会することもできる。

(秩序の維持)

第18条 利用者は、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦を図り、他人に迷惑を及ぼさないように努めなければならない。

(遵守事項)

第19条 利用者は、次の事項を守るよう努めるものとする。

(1)火気の取扱いに注意し、定められた場所以外での喫煙や就寝後の喫煙をしないこと。

(2)口論、とばく等他人の迷惑となる行為をしないこと。

(3)無断で備品の位置を変更しないこと。

(4)建物、工作物、設備及び備品を破損しないこと。

(5) 医師の診察及び指示の拒否、職員の調査の妨害をしないこと。

(6) その他施設の運営方針により、施設長が定めたこと。

(入所)

第20条 施設は、介護保険法(平成9年法律第123号)第87条第2項の規定に基づき、利用者等からの申出があった場合に、契約により入所させることができる。

2 施設長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約を拒否することができる。

(1) 他の利用者に重大な影響を及ぼす感染性の疾病、伝染病等が医師の診断で明らかな場合

(2) かかりつけ医から、すでに医療の必要が診断されている場合

(退所)

第21条 施設長は、利用者がこの規程に反した行動をしたとき、又は入所の事由がなくなったと認めるとき、入院期間が概ね1ヶ月を超えて退院の見込みが立たない場合は退所させることができる。

2 ただし施設は、利用者について病院又は診療所に入院する必要が生じた場合であって、入院後概ね3か月以内に退院することが見込まれるときは、その者及び家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、止むを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該指定介護老人福祉施設に円滑を利用できるように努めなければならない。

(非常災害対策)

第22条 施設長は、防火管理者を任命し、火災又は地震等による災害を防止するため、万全の処置を講じ、非常災害に対する具体的な防災計画を立てる。

2 施設長及び防火管理者は、非常災害の防止、利用者の避難及び消防署等関係機関との連絡等の業務をあらかじめ職員に分担させておく。

3 施設長及び防火管理者は、常に消火設備の効力、性能及び保全に留意する等、非常災害の防止に必要な設備の保持に努める。その設備について、法定回数以上点検を実施する。

4 施設長及び防火管理者は、非常災害に備えるため、年2回以上、避難、救出その他の訓練を実施する。

(その他運営に関する重要事項)

第23条 施設は、職員等の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内

(2) 継続研修 年1回

2 施設は、この事業を行うため、ケース記録等、提供に関する諸記録を整備するものとする。

3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要な事項は社会福祉法人名古屋ライトハウスと施設長との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程の施行に伴い、瀬古マザー園管理規程は廃止する。

改正後の規程は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

改正後の規程は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

改正後の規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

改正後の規程は、平成 21 年 2 月 1 日から施行する。

改正後の規程は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。

改正後の規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

改正後の規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

改正後の規程は、平成 27 年 8 月 1 日から施行する。

改正後の規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

改正後の規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

改正後の規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

改正後の規程は、平成 30 年 9 月 1 日から施行する。

改正後の規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

改正後の規定は、令和 1 年 10 月 1 日から施行する。

改正後の規程は、令和 2 年 6 月 1 日から施行する。

改正後の規程は、令和 2 年 7 月 1 日から施行する。

改正後の規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

改正後の規程は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。

改正後の規程は、令和 6 年 8 月 1 日から施行する。